

京都府の緊急事態の取り組み内容

I. 地域 京都府の全部の市町村

II. 期間 緊急事態の取り組みをすると決めた日の0時から2021年2月7日(日)24時まで

III. 実際にすること

1. できるだけ家にいること
2. イベントなどを行うときの制限
3. 店などの制限
4. 仕事へ行くこと
5. 大学などで守ってもらうこと

1 できるだけ 家いえに いること

どうしても 行いかなければ いけない 用事ようじ 以外いがいは できるだけ 家いえに いてください。

特に 午後8時とく ごご じからは 家いえに いてください。(国くにの 法律ほうりつ 《特措法第45条 第1項とくそ ほうだい じょう だい こう》)

・下したの 1~4以外いがいは できるだけ 外そとに でないで ください

1 病院びょういんへ 行いくこと

2 食べ物た もの・薬くすり・生活せいかつに 必要な物ひつよう ものの 買い物か もの

3 必要な 仕事しごとへ 行いくこと

4 外そとでの 運動うんどうや 散歩さんぽなど 生活せいかつや 健康けんこうを 守まもるために 必要なことひつよう

・特に 午後8時とく ごご じからは できるだけ 家いえに いてください。

2 イベントなどを行うときの制限

イベントをする人は以下のことを守って行ってください。(国の法律《特措法第24条第9項》)

【参加できる人数】 5,000人まで

【収容できる割合】 建物の中:50%以下

建物の外:人と人との距離を十分に広げる(できるだけ2m)

・午後8時までに終わるように協力をお願いします。

・イベントをする前の相談

全国から多くの人々が来るようなイベントや参加者が1,000人以上のイベントをする

場合する前に京都府の相談窓口へ相談してください。

3 店などの制限

(1) 国の法律で制限を するところ

レストラン・バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法 <=飲み物や 食べ物を あつかうための 法律>の 許可を とって 店を
しているところは 午後8時までに 店を 閉めて ください。お酒を 出すのは 午前11時から午後7時までに してくださ
い。(国の 法律 <<特措法第24条 第9項>>)

対象となる 店など	守ってもらう 内容
<p>【飲食店】 レストラン(居酒屋を含む)、カフェなど (配達・家に持って帰るは 制限が ありません)</p> <p>【遊興施設】 バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の 許可が ある店</p>	<p>午前5時～午後8時までに してください お酒を 出すのは 午前11時～午後7時</p>

協力した店は お金が もらえます

店が もらえるお金	開けている時間を 短くしたら ひとつの店に 1日 60,000円 (定休日<=決まった 休みの日>は 数えませんが)
-----------	---

(2) その他の 店や 建物について

げきじょう しゅうかいじょう うんどうしせつ ゆうぎじょう とくそほうだい じょう き みせ たてもの ごごじ し
 劇場・集会場・運動施設・遊技場など 特措法第11条が 決めている店や 建物は 午後8時までに 閉めるように
 ねが さいけ だ ごぜん じ ごごじ
 お願いします。(お酒を 出すのは 午前11時から午後7時まで)

たいしやう みせ たてもの 対象となる 店や 建物など	ねが ないよう お願いする 内容
うんどうしせつ ゆうぎじょう すぽーつ あそ 運動施設・遊技場 <=スポーツや 遊ぶところ>	した ねが 下の ことを お願いします ・あ じかん みじか ごぜん じ ごごじ 開けている 時間を 短く してください(午前5時～午後8時) お酒を 出すのは 午前11時～午後7時 ・いべんと にん しゅうようりつ まも イベントは 5,000人まで 収容率50%の どちらも 守ること しゅうようりつ たい はい にんずう わりあい 収容率 <=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合 >
げきじょう かんらんじょう えいがかん えんげいじょう げき えいが 劇場・観覧場・映画館・演芸場 <=劇や 映画を みるどころ など>	
しゅうかいじょう こうかいどう てんじじょう かいぎ いべんと ひと あつ 集会場・公会堂・展示場 <=会議や イベントの ために 人の 集まるどころ>	
はくぶつかん びじゆつかん としょかん 博物館・美術館・図書館	
ほてる りよかん ひと あつ ホテル・旅館 <=人の 集まる場合に 対して です。泊まる部屋は 制限しません。>	
ゆうきやうしせつ 遊興施設※	した ねが 下の ことを お願いします ・あ じかん みじか ごぜん じ ごごじ 開けている 時間を 短く してください(午前5時～午後8時) お酒を 出すのは 午前11時～午後7時
もの う みせ 物を 売っている店(1,000 m ² 超)<=生活に 必要な 物を 売っている店は 含みませ ん>	
さーびす ていきやう みせ サービスを 提供している店(1,000 m ² 超)<=生活に 必要な サービスを していると ころは 含みません>	

※ 遊興施設のうち 食品衛生法の 許可を 受けている店は 特措法による 制限を します。

と ひと おお ねっとかふえ まんがきつさ せいげん ねが
 泊まる人が 多い ネットカフェ・マンガ喫茶などは この 制限を お願いしません。

4 仕事へ行くこと

会社などに テレワーク<=インターネットを 使って 家などで 仕事を すること>を 強く お願いします (国の法律<<特措法第24条 第9項>>)

- ・「会社へ 行って 仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を 目標に します。テレワークを するように します。どうしても 会社でしか 仕事が できない場合は 会社が 決めた日・時間・自転車などで 行くように します。
- ・ 上のように するのが 難しい場合は 休みを 別の日に したり 自分で 休みを 取るなど 人と 会うことを 少なく します。
- ・ どうしても しないと いけない 仕事 以外は 午後8時から 後の 仕事を しないように します。

5 大学などで 守って もらうこと

大学などに 病気を 広げない ために してもらうこと。学生に 気をつけて もらうこと。(国の
法律 《特措法第24条 第9項》)

- ・ 病気を 広げない ために 学校で する授業と インターネットを 使って する授業などで 勉強 できるように してください。
- ・ クラブ活動などや 寮などで 病気を 広げないように するよう 気をつけて ください。人が 集まって お酒を 飲んだり することは やめてください。クラブ活動でも 他の場所へ 行ったり 多くの人が 集まることは やめてください。
- ・ 大学は 入学試験で 病気を 広げないように 気をつけて ください。また 新型 コロナウイルスで 試験が 受けられない 人が ないように 後からでも 試験が 受けられるように してください。